

第 35 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 8 年 7 月 2 日
2、招集場所	中公民館 3 階 大ホール
3、開会	午前 9 時 15 分
4、会議に付された件名	
議第 108 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 109 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 110 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 111 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第 38 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 和田 純 書 記 今 井 俊 介
6、会議録署名者	5 番 木島 和美 委員、6 番 山本 恵美雄 委員
7、欠席委員	
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 35 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、5 番 木島 和美 委員、6 番 山本 恵美雄 委員を指名します。 それでは議第 108 号農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 108 号農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 4 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読) 別添資料は 1 ページから 10 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 2 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。

2 番田中幹三郎委員	2 番田中です。1 号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。 申請地の場所は、あゆみ館から北東に約 400m のところでは、 転用の目的は、農業用倉庫の一体利用敷地としたい。というものです。今回は、農地法上の許可を受けずに既に土地の現況を変更されていることから、更正のための申請です。 1 筆目は、2 棟ある農業用倉庫のうちの西側建物の裏手側です。こちらは今から 60 年から 70 年前頃に現所有者のお父上が土地と建物を購入したときからすでに現況の利用状況であったとのことです。 次に 2 筆目について説明します。こちらは、元々の道幅が狭く、東側町道から農業用倉庫への農業機械や軽トラックなどの出入りが困難であったため、昭和 56 年頃、南側の田に張り出していた宅地部分の土を削り、その土で田の一部を埋め立てて進入路として利用していたというものです。 申請地周辺の状況について説明します。1 筆目の土地は、北側が農業用水路、西側が自己所有の農地（畑）南側、東側は自己所有の宅地です。 2 筆目の土地は北側が農業用水路、西側は自己所有の宅地、南側は自己所有の農地（田）、東側は町道です。 トイレや炊事場は設けられていないため、汚水の発生はありません。また、雨水は南側の田へ流入する分と、東側の町道側溝に排水する分があります。その他一部は地下自然浸透となっております。また、敷地全体の北側にある農業用水路に対しては、土砂等の流出防止のため、敷地境界線内側にコンクリートブロック積みを予定しております。その措置を講じていただくことにより、周辺農地または周辺営農に被害を及ぼす恐れはほとんどないものと思います。 書類については、4 条申請について必要な書類が提出されていることを確認しました。その他、無許可転用の事案ですので、経緯が分かる始末書を提出していただいております。 行政書士による事前説明は 6 月 18 日に、現地確認は 6 月 25 日に実施しました。 以上のことからわたくしは本申請内容について問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、10ha の農地が連担していることから、第 1 種農地に位置付けられます。第 1 種農地に位置付けられている農地については原則転用不可ですが、今回は例外規定の中の「集落接続」に該当するため、許可の見込みがあります。以上です。
会 長	採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。

3 番 加藤洋子 委員	挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について3番 加藤 洋子 委員 説明願います。 3 番加藤です。2号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されました事については省略します。資料の4-2、7ページから10ページをご覧ください。 申請地の場所は山田公民館より北に約400mの所です。 転用の目的は一般個人住宅と附属建物。権利を設定し移転しようとする理由の詳細は申請地を前主（父）の死亡を受け申請人が相続した。 相続にともない敷地調査をしたところ、申請地両土地は建物敷地の一部となっており農地転用許可が未取得のため本件申請に至った。 事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から永年。 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要、建築済の一般個人住宅233.44㎡と離れ74.36㎡の2棟です。 転用することによって生ずる付近の土地等の概要、1棟目の西側は道路、北側東側は申請人の畑、南側は申請人の宅地。 2棟目の西側は申請人の畑、北側は原野、東側は申請人の宅地、南側は水路。 農地との境界にはコンクリートブロック等で区画する。家庭雑排水は公共下水に接続・雨水は西側の水路へ放流する。万一転用により周辺農地に被害を与えた場合には申請人が全責任を負い対処する。 添付書類については現状説明図・誓約書・委任状・始末書については確認しました。始末書の内容は転用手続きを取る事なく宅地として利用していたことは十分に反省している内容でした。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、6月14日事前確認、6月25日に現場確認を行いました。 以上のことから2号事案の申請内容については、私は問題が無いと思います。皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に議題109号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。

事務局	4 ページをご覧ください。議題 109 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5 ページをご覧ください。 (議案書 5 ページ朗読) 別添資料は 11 ページから 20 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 13 番 中川 洋二 委員 説明願います。
13 番 中川洋二 委員	13 番 中川です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。資料 11 から 16 ページをご覧ください。 申請地は顔戸八幡神社より南に 50m 程のところ です。 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は申請地東側にあるゴルフ練習場を営んでおり、かつては中高年層が客層の中心でしたが、近年若者へもゴルフ文化が浸透し顧客層が拡大しております。 それに伴い、平日の夕方や土日祝日を中心に込み合うことが多く慢性的に駐車場が不足してきました。そのため申請地を購入し、駐車場の増設を行いたく申請に至ったものとなります。 補足事項として、既存の駐車場は 78 台、打席数は 60 打席あります。 今回の駐車場 51 台分の増設理由は次の通りとなります。 平日は練習のみの来場で 1 名が 1 台での来場ですが、土日祝日はゴルフラウンド前に練習場に各自の自動車で来場し駐車場からは乗り合わせてゴルフ場に向かうケースも多く夕方まで駐車場に残ってしまう、通常の練習者の方が来場しても駐車場が満車というケースがあり、この点を解消するために駐車場の増設を行いたい。 譲渡人は、譲渡を希望されたため応じることにしたものとなります。 権利の期間は永年、資金調達は土地取得費・土地造成費全額自己資金で行います。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、北側は道路、東側及び南側は宅地（一体利用地）、西側は町道。 雨水は一定の西側道路側溝へ排水、汚水は発生しません、造成は東側・南側は既設のものはそのまま利用し、西側は北側と南側に 6 m の進入路を設け中央部はコンクリートブロック 1 段設置、道路と同程度の砕石敷きのみの造成。万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決するとのこと。 申請書類については許可申請書・登記簿全部事項証明書・位置図・土地利用計画図・駐車場増設説明書・預金残高証明・委任状を

	確認しました。 6月20日に行政書士立ち合いにて事前の現地確認、6月25日に現地確認を行いました。 以上のことから1号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、住宅地が連担していることから、第3種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について13番 中川 洋二 委員 説明願います。
13 番 中川洋二 委員	13番 中川です。2号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。資料17から20ページをご覧ください。 申請地は顔戸駅より西に500mほどのところですが、 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細は一般個人住宅、使用借人は現在、妻の実家で一緒に暮らしているが、家族の成長に伴い手狭になってきたため戸建て住宅を建設することにしたもの。使用貸人は申請者の妻の親であり、娘夫婦の戸建て住宅建設のため自身の所有地を無償で貸出することにしたものとなります。 権利の期間は永年、資金調達は土地造成費・建築費全額借入で行います。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は東側及び南側、北側は使用貸人所有の田、西側は用悪水路。雨水は西側用悪水路へ排水、汚水は下水に接続、造成は東側・南側・北側はコンクリートブロックを6段設置、西側は可変側溝を設置し道路の高さまでの造成となります。 申請書類については許可申請書、登記簿全部事項証明書、位置図、土地利用計画図、誓約書、水利組合の同意書、住宅ローン事前審査結果、委任状を確認しました。 6月20日に行政書士立ち合いにて事前の現地確認、6月26日に現地確認を行いました。 以上のことから2号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から300m以内の

会 長	農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。 採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に議第110号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	6ページをご覧ください。議第110号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7ページをご覧ください。 (議案書7ページ朗読) 別添資料は21ページから46ページをご覧ください。以上です。
会 長 7番 山本康彦 委員	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、7番 山本 康彦 委員 説明願います。 7番 山本です。1号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については省略します。資料21ページから25ページをご覧ください。 申請地の場所は、御嵩公民館の南500mほどの所です。申請の目的は、所有権の移転です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由は、次のとおりです。 譲渡人は、高齢になりこれ以上農業に従事することができないため、管理してくれる人を探していたところ、譲渡人は、仕事等も退職予定で、農作物を作り自家消費や近くに住む身内にあげたいと考え、自宅周辺で耕作可能な土地を探していた譲受人に申請地を売却し、譲受人は、耕作することとした。 権利の設定時期、引渡し時期は許可後で契約期間は永年です。 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等にはまったく問題ありません。 土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳付属地図・全部事項証明書・誓約書を確認しました。 6月15日に田中御嵩地区推進委員、譲受人と現地確認を行うとともに譲受人の耕作の意思確認を行いました。また、申請地は草刈り、作物が栽培されており適切に管理されていました。 以上から、事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。 会 長 続いて、田中 宣行 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。

田中 宣行 推進委員	6月15日に現地確認を行いました。今後も耕作するとの事ですので、何も問題ないと思います。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に2号事案について 2番 田中 幹三郎 委員説明願います。
2番田中幹三郎委員	2 番田中です。2号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。 申請地の場所は国道21号線大庭交差点より東へ約150mの地点です。関西電力の鉄塔のすぐ南側の農地です。 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容は以下の通りです。 譲渡人は高齢であり、申請地を管理していくことが難しい。一方の譲受人は申請地の隣に居住しており、通作が容易であるため申請地の購入を申し出た。 権利の移転及び土地の引き渡しを受ける時期は許可あり次第。 書類については、3条申請について必要な書類が提出されていることを確認しました。 現地につきましては、6月16日に籠橋推進委員とわたくし、また、代理人行政書士と、譲受人立ち会いの下、農地の管理状況、耕作していくのに必要十分の農業機械の保有状況を確認してきました。具体的には、譲受人は以前から自宅の庭先周辺を家庭菜園として耕作しており、知識・経験・実績があり、全く心配ないと思います。 以上のことから私は本申請内容について問題はないと思います。籠橋推進委員のご意見をお願いします。
会 長	続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
籠橋 良平 推進委員	籠橋です。6月16日に田中委員と現地確認を行いました。何も問題ないと思います。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。 次に3号事案について10番 加納 恒明 委員説明願います。
10 番 加納恒明 委員	10番加納です。3号事案の説明をいたします。事務局から朗読された事については省略いたします。資料37ページから46ページをご覧ください。 申請地の場所は新町集会所から北に約500mの所です。 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容は、譲渡人は相続により申請地を取得したが遠方に住んでおり農業をやらないので売却したいためです。 譲受人は、申請地の西側に住んでおり、親の代から申請地を借りて、家庭菜園の耕作をしていた。今回売却したいとの意向を受けて、購入し家庭菜園の耕作をしていくためです。 譲受人の作付け予定作物は野菜等。機械は小型耕運機1台。従事者は2名で今後も農作業を行っていきます。 付近の土地の概要は、北側・東側は畑、南側は不耕作の畑及びアパート、西側は譲受人の住宅となっております。 申請地の状況を確認した所、出入口のない通称死に地といわれ進入方法は譲受人の土地からの進入が一番良い方法です。 6月16日譲受人の説明。6月22日事前説明。 以上のことから3号事案については、譲受人がこれからも耕作を続けて行くことが適切と思いますが、皆様の審議をよろしく願います。
会 長	続いて、鍵谷 道隆 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
鍵谷 道隆 推進委員	伏見地区の鍵谷です。6月16日に現地を確認しました。野菜などを耕作されていまして。 この土地は以前から耕作されているとのことでしたので、営農条件に問題ないと思います。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、3号事案は可決しました。 次に議第111号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。

事務局	8 ページをご覧ください。議第 111 号農用地利用集積計画の決定について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする 9 ページをご覧ください。 番号 1 から 2 まで令和 8 年 8 月 1 日始期で農地中間管理権の設定をする農地です。平成 28 年 6 月 15 日からの利用権の設定の終期にともない、中間管理の設定を行うものです。終期についてはそれぞれ 10 年後までの日付を設定しています。 貸付先につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して(有)日本花キ流通へ貸付となります。 別添資料は 47 ページから 48 ページをご覧ください。以上です
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。番号 1 及び 2 について、鍵谷 道隆 推進委員説明願います。
鍵谷 道隆 推進委員	伏見地区の鍵谷です。6 月 25 日に地区担当の水野委員と現地確認へ行きました。 現地については、セレモニーホールみたけの南側にあるガラスハウスです。1 番 2 番という事で、地図を見てもらうと分かりますが、北側にあるのが 1 番それから 2 番ですね。 10 年ほど前から施設を借り、多肉植物を栽培してみえました。現在、22 名の従業員で花・植物を栽培してみえます。 今回、農地中間管理機構へ今年 8 月から開始。営農条件については問題ないと思います。以上です。
会 長	質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	(有)日本花キ流通について、今回農地中間管理権を設定するガラスハウスにて、多肉植物・観葉植物の栽培に必要な室内温度の管理、薬剤散布、水やりなどの管理をしていることを確認していることから、同社が当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。
会 長	採決に入ります。番号 1 及び 2 について審議いたします。適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、番号 1 及び 2 については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 次に報第 38 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。
事務局	10 ページをご覧ください。報第 38 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。

会 長 事務局次長 会 長	(議案書 11 ページを朗読) 以上です。 事務局より補足説明はありますか。 特にありません。 事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
------------------------------------	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

5 番

6 番